

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成24年10月3日（水） 午後3時00分から
午後4時30分まで
- 3 開催場所 水戸市民会館臨時庁舎 101号室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 齊藤實，高阿田恵代，大畠旭，岩間秀男，皆川憲弘，
上甲宏，柴原宏一郎，奥田猛，袴塚孝雄，中庭次男，
鈴木邦彦，澤則子，根本祐治
 - (2) 執行機関 高橋靖，秋葉欣二，菊池晃，出澤秀行，萩谷慎一，
久野智之，橋本真道，佐藤修司
- 5 議題及び公開・非公開の別
平成25年度水戸市国民健康保険税の税率等改正について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
平成24年第4回国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容

会 長 それでは、規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の出席委員は13名で、過半数に達していますので、会議は成立となります。

会議録の署名人についてですが、議長指名でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

会 長 異議なしとの声がありましたので、御指名を申し上げます。____委員と____委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

7月25日の運営協議会で、市長から水戸市国民健康保険税の税率等改正について諮問を受け、8月29日と9月26日の2回にわたり審議を行いました。その結果、平成25年度の国保税の税率等については、さまざまな御意見がございましたが、市の提案どおりとすることで答申することに決定いたしました。

答申書については、御一任いただきましたので、職務代理者にも御相談しながら、事務局といっしょに作成してまいりました。皆様のお手元には、諮問に対する答申書(案)が今週の初めには郵送されていると存じます。

それでは、これより答申書(案)を事務局に読み上げていただいた後、皆さんから御意見をいただきたいと思っております。

執行機関 (答申書(案)の読み上げ)

会 長 答申書については、今読み上げたとおりでございますが、これでよろしいでしょうか。何か御意見等がございましたらお願いいたします。

はい、____委員。

委 員 私、疑問がありまして、赤字が24億円に達していて、財政状況は極めて逼迫しているということでこれまでも主張しましたが、国保に対する一般会計からの繰入金が全県平均の3分の1という中で、実際、全県平均並みに入れていけば、24億円という赤字にはならなかったと私は主張いたしました。

一つ事務局に聞きたいんですが、全県平均の3分の1というのは続いたんでしょうかね。全県平均は大体1万円でしたよね。22年度は3,604円というのがありました。19年度とか20年度とかの一般会計からの繰入金はいくらぐらいだったんですか。

執行機関 ただいまの御質問ですけれども、水戸市におきましては、平成16年度に、赤字が続いてきたということがございまして、税率改正を行いました。そのときに、赤字額の2分の1プラス累積赤字額を含めた2分の1というルールで行いまして、平成16年度の法定外の繰入額といたしまして、6億4,000万円、1人当たり直しますと6,500円という金額を入れております。そのときの計画としましては、16年度から3年間をこの税率改正で賄うという計画だったので、3年間分を16年度にまと

めて入れたということです。その後、17年度からの法定外に関しては、1人当たり2,100円から2,500円程度で推移してきておりました、さらに20年度になって、また赤字が続いて、制度も変更になったということを受けて、約4,000円の繰入れをしているということです。22年度は、資料にもありますように、3,600円程度になっております。

委員 21年度は。

執行機関 21年度は、3,800円程度の金額を入れております。

県平均と比べたものという点では、23年度は県平均以上の金額を入れているという状況でございます。

委員 今の説明を聞きますと、16年度が6,500円、17年度が2,100円、18年度が2,500円、20年度が4,000円、21年度が3,800円、22年度が3,604円ということで、そういう点では、全県平均と比べても、半分から3分の1程度で、その結果24億円の赤字に達したということですから、全県平均並みの繰入れを行えば、23年度のように1億3,000万円の黒字になったんですね。ですから、この24億円の赤字というのは、作られた赤字ではないかと思えます。

もう一つ、22年度を試算してみたんですが、今の22年度の一般会計繰入金の3,604円を、全県平均並みの繰入れをすれば、赤字にはならなかったんです。だから、そういう点では、一般会計からの繰入れを水戸市がきちんと出していけば、赤字にはならなかったんじゃないかなと思うんです。特に水戸市は、大工町の再開発には40億円もお金を出していて、こういうところにはお金を出すんだけど、国保にはお金を出さないというところにも問題があります。この答申書を見ますと、24億円の赤字があるから値上げだというように取れますけども、この書き方は問題ではないかなと一つ思います。

それから、二つ目は、今後、25年度から27年度までの3年間で36億円を越す赤字が生じるということで、過去3年間計算してみたんですよ。去年は黒字でしたけども、平成20年度と21年度と22年度を計算してみました。そうしたら、赤字は10億円ですよ。資料を見ますと、20年度では1億8,300万円の赤字、平成21年度は2億9,800万円の赤字、平成22年では5億2,000万円の赤字、平成20年度から22年度までを足すと10億円の赤字にしかならないのに、なんで36億円も赤字になるのか。3.6倍にも赤字になるというのは、赤字を過大に見積もっているんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

会 長 それは、この前の論議の中で____委員からも御質問があったので、執行部からも答弁をもらったんですが、再度、執行部のほうで答弁してください。

執行機関 25年度からの収支見通しの考え方につきましては、資料にもお示ししてありますように、医療費が3%強伸びていくという考え方です。したがって、これまでの23年度の赤字額に対して、24年度は更に拡大すると見えています。そして、25年度からは更に拡大していくと見えていますので、歳出見込みはそういう状況です。

歳入に関しましては、これから景気が上向きという状況にもならないと思われまますので、国保税収が増加していくのは見込めないだろうということになりますので、赤字額が拡大していくと。

過去の赤字額が2億円とか3億円であったろうという____委員のお話ですけれども、少なくとも20年度に3億8,000万円、21年度に3億2,000万円ということで、2年間で7億円の国保税の税率改正をやっていきます。さらに、23年度については、応能、応益割の見直しを行うことによって、国からの基盤安定分の繰入れが3億5,000万円程度の増加分を見たというように、税率の改正を行った上での赤字額がそこに収まっているということで御理解いただきたいんですね。したがって、このままの税率で行った場合は、25年度から27年度までの3年間では36億円の収支不足が見込まれるというような算出をしたということです。

委 員 過去3年間だけを見ても、8億2,099万円の赤字だったんですね。だから、この8億2,000万円と比べても、4倍以上の赤字を見積もっているということですよ。ですから、赤字を過大に見積もって、この10.1%の大幅な値上げを持ってきたのではないかなと思います。

それから、三つ目なんですけど、今の市民の皆さんの暮らしを見ると、中心商店街でいえばシャッター通りになって、ほとんどの中小企業が赤字になっています。それから、農家の方も、米価が下落して、農業だけで生活できない。年金も下がってきているという状況にありますよね。特に65歳から75歳までの方の国保の中での占める割合も、3割や4割も占めるほど増えてきて、生活保護も過去最大に増えてきているという状況の中で、所得が少ない人も多く加入している状況ですから、4人家族で年所得200万円で、国保税が年間36万円から40万円にもなってしまうというような値上げを行ったら、払いたくても払えない人を増やすだけじゃないかと私は考えます。

最後の質問ですけども、今年も短期保険証を交付しましたよね。10

月にも交付したと思うんですが、それも窓口に留め置いたのが何件くらいだったのかということをお答えいただきたい。

執行機関 保険証の御質問ですけれども、短期保険証につきましては、滞納をされてる方に対しての納税相談の機会を確保するという趣旨で、通常1年間の有効期間のものをお出ししていますけれども、その有効期間を半分にした6か月の期間の保険証を交付しております。短期保険証の交付数ですけれども、過去の納期5期以上を滞納されている方を対象にしてということになりまして、24年の4月の段階では6,095世帯に交付しております。今回の10月の切替え時では5,274世帯ということで交付を行っているという状況です。

委 員 その中で窓口交付の世帯は。

執行機関 納税の機会を与えるという趣旨から、窓口に来ていただいて、納税相談をしてから交付するという取扱いをしておりますが、10月の切替え時におきましては、所得額が130万円以上の方を対象にしたということで、603世帯の方に対して窓口交付という御案内をしたところでございます。

委 員 4月の切替え時は。

執行機関 4月の段階につきましては、1,803世帯となっております。

委 員 やはり国保税を値上げすれば、窓口交付で保険証がもらえない世帯がどんどん増えてしまうんじゃないかなと思います。10月は少し減らしたということですが、いずれにしても、1,803世帯が4月に窓口交付になったということから見れば、3,000人も4,000人も保険証がない人がいたということですから、私は、このような国保税を10.1%も値上げして、総額6億1,100万円で1人当たり1万7,055円の値上げというような答申には納得できないし、反対です。

会 長 ありがとうございます。

他にございますか。

はい、____委員。

委 員 時間がありませんので、簡単に申し上げます。

本当は私が言うべきことではないと思うんですが、一つ大事な事実

の御説明が事務局からもなかったですし、お二人の議員さんを前にして余計なことかもしれませんが、内原合併のときの状態が御説明になかったの。さきほどデータの御説明がございましたけども、そのときでこぼこ状態が、そういうことを勘案されているということの御発表がなかったの、そのことだけは事務局でもおっしゃっておいたほうがいいと思います。

以上です。

会 長 今、____委員からも御意見を頂きましたけども、答弁はお求めになっていないですから、御意見だけ頂いて。

委 員 皆さん方はそれをお分かりになっていないと思うんで。

会 長 いろいろそういう変遷があって、そうなったということで御理解いただきたいという立場でしょうから。

他にございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 それでは、御異議なしと認め、今答申書を読んでいたおりに市長に答申をさせていただきたいと思います。

それでは、市長が見えるまで暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

(市長入室)

会 長 答申書。

国保答申第1号

平成24年10月3日

水戸市長 高橋 靖様

水戸市国民健康保険運営協議会

会長 _____

平成25年度水戸市国民健康保険税の税率等改正について(答申)

平成24年7月25日付け国保諮問第1号で諮問のあった標記の件については、本協議会において、関係資料に基づき、慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので、ここに答申いたします。

平成25年度水戸市国民健康保険税の税率等改正について(答申)

平成24年10月3日

1 はじめに

本協議会は、平成 24 年 7 月 25 日に水戸市長から国民健康保険税の税率等の改正について諮問を受け、水戸市国民健康保険の状況の報告、税率等改正案の提示を踏まえ、本日の答申に至るまで、運営協議会を 4 回にわたり開催し、慎重に審議を重ねてきた。

今日の市町村国民健康保険事業を取り巻く環境は、昭和 36 年の国保の全面実施により国民皆保険が実現された当時から大きく変化しており、現在の国保制度は多くの構造的な問題を抱えている。

このため、国においては、平成 22 年 12 月の高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめの後、本年 2 月には社会保障・税一体改革大綱を閣議決定し、社会保障の機能強化のための改革を進めようとしているが、国保財政安定化へ向けた改善の方向性と実施時期は依然として不透明な状況にある。

このような構造的にぜい弱な財政基盤の問題と相まって、水戸市の国保事業は、医療給付費が年々増加する一方、景気悪化の影響を受け、国保税課税所得額が減少し続けるなど、その財政状況は極めてひっ迫しており、平成 23 年度決算における累積赤字額は約 24 億円に達している。市の試算によれば、現在の国保税率のまま運営した場合、医療費の適正化等による歳出抑制や国保税の収納率向上による歳入確保を実施したとしても、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で 36 億円を超える収支不足が生じるものと推計されている。

これらのことを受け、税率等の改正に当たっての基本的な考え方及び今後の国保会計の収支均衡策の案が市より示された。

その内容は、今後の国保税の税率等改正を原則 3 年ごとに行うこととし、今回の推計期間（平成 25 年度～平成 27 年度）に生じる収支不足額については、厳しい社会経済状況を勘案し、国保税の増加抑制を図るため、不足額の 2 分の 1 を法定外一般会計繰入金により、その残りを国保税率等改正（改正率 10.1%）により賄うこととする。

また、税率の設定に当たっては、応能割（所得割）と応益割（均等割＋平等割）との比率を 50：50 とすることを基本とし、均等割と平等割との比率は 35：15 を視野に入れながら、市民負担を大きく変動させない方向とする。

平成 24 年度末までの累積赤字額については、税率改正により賄うことは事実上困難であり、上記繰入金とは別に一般会計から繰入れを行い、解消を図ることとするというものである。

本協議会としては、今回の国保税の改正率 10.1%に伴う被保険者の負担増により、市民生活や収納率等に与える影響を懸念する意見が

あったものの、ひっ迫している国保会計の収支改善を図り、安定的な国保事業を運営していくためには、市が提示する税率等改正の基本的考え方及び今後の国保会計収支均衡策を容認せざるをえないものと判断する。

なお、国保会計への法定外一般会計繰入金については、現在の国保財政制度における国保税を取り巻く環境や県内市町村国保の状況等を考慮すると、やむをえないとするものの、各医療保険における独立採算の考え方や市民の公平性の観点等から、安易に繰入れを行うべきでないとするなどの意見があった。

市においては、法定外一般会計繰入金について、市民への説明責任を十分に果たすとともに、医療費適正化の推進、国保税収納率の向上に、より一層強力に取り組まれ、今後の本市国保財政が再び単年度赤字に陥ることのないよう強く要望するものである

以上のことを前提とし、国保税の税率等の改正について、附帯意見を付して答申するものである。

2 税率等の改正内容

水戸市国民健康保険税の税率等改正については、以下に示すとおりとし、実施時期は平成 25 年 4 月 1 日とする。

(1) 基礎課税額

| | | | |
|----|----------|----------------|----------------|
| 区分 | 応能：応益 | 現行 49：51 | 改正 50：50 |
| 税率 | 所得割額 | 現行 100 分の 6.26 | 改正 100 分の 7.20 |
| | 被保険者均等割額 | 現行 2 万 1,600 円 | 改正 2 万 3,200 円 |
| | 世帯別平等割額 | 現行 2 万 4,600 円 | 改正 2 万 6,200 円 |
| | 課税限度額 | 現行 51 万円 | 改正 51 万円 |

(2) 後期高齢者支援金等課税額

| | | | |
|----|----------|----------------|----------------|
| 区分 | 応能：応益 | 現行 49：51 | 改正 50：50 |
| 税率 | 所得割額 | 現行 100 分の 2.06 | 改正 100 分の 2.36 |
| | 被保険者均等割額 | 現行 6,500 円 | 改正 7,100 円 |
| | 世帯別平等割額 | 現行 8,500 円 | 改正 9,100 円 |
| | 課税限度額 | 現行 14 万円 | 改正 14 万円 |

(3) 介護納付金課税額

| | | | |
|----|----------|----------------|----------------|
| 区分 | 応能：応益 | 現行 46：54 | 改正 48：52 |
| 税率 | 所得割額 | 現行 100 分の 1.76 | 改正 100 分の 2.07 |
| | 被保険者均等割額 | 現行 9,000 円 | 改正 9,600 円 |
| | 世帯別平等割額 | 現行 5,200 円 | 改正 5,500 円 |
| | 課税限度額 | 現行 12 万円 | 改正 12 万円 |

3 附帯意見

(1) 安定的な国保財政を運営していくためには、長期的な展望も視野

- に入れる必要があることから、国による制度改正や社会経済の状況等を注視しながら、国保会計収支均衡策等の進行管理を行うこと。
- (2) 歳入面に関しては、税込確保が必要不可欠であることから、賦課部門と徴収部門との連携を強化するとともに、収納率が大きく向上した先進都市の手法等を採用入れ、より効果的な収納対策に積極的に取り組むこと。
- (3) 歳出面に関しても、特定健康診査等の受診率向上を初めとした市民の健康づくりを促進するとともに、診療報酬明細書（レセプト）の過誤請求等の審査を十分に行うなど、医療費の適正化を推進し、増加する医療費等の抑制を図ること。
- (4) 国保財政については、本来、国のルールどおり、国庫負担等と税負担で賄うことが基本であるが、現実には、赤字を補填するため、多くの市町村が一般会計からの法定外繰入金により運営を行っているのが実情である。また、国保加入者は所得額の低い層の割合が高く、昨今の社会経済状況において、国保税負担による生活等への影響も懸念される場所である。国保事業の長期的かつ安定的な運営が可能となるよう、財源負担のあり方を検討し、国、県に対し、国保財政の苦しさを強く訴えて、国庫負担割合等の引上げ等による国保税の負担軽減を求めること。

市長 ただいま会長のほうから、水戸市国民健康保険運営協議会としまして、私が諮問いたしました平成 25 年度の国民健康保険税の税率等改正について、答申書を頂戴いたしました。

皆様方には、さまざまな角度から慎重な御議論をいただきましたことを、厚く御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

答申書の中で頂きました附帯意見につきましては、特に国保税の税込確保の問題と国、県に対する税負担軽減の要請に関しましては、今後とも真剣に取り組んでいかなければならないですし、この附帯意見のとおり国や県に対してさまざまな力強い要望をしていきたいと考えております。

平成 25 年度の国保税の税率につきましては、当協議会において御説明申し上げましたとおり、平成 25 年度から 3 年間の不足見込み額については、国保加入者の方々の税負担と市の一般会計からの繰入金とで折半して負担するというルールに基づいて、御提案申し上げたところでございます。

市といたしましては、国保加入者の方々にさらなる負担をおかけするに当たり、一方で、私たちも答申で頂きましたように、収納率の向上をさせる、そして行財政改革をやる中で、健全財政を図っていくといった

ように、私たちがやるべき努力を最大限しながら、答申書の中で頂きました貴重な御意見を踏まえ、国保財政の安定した運営に努めていきたいと思っております。

次世代に負担を先送りしない、そして、この保険会計につきましても、国民皆保険制度の精神に則って、とにかく持続可能な制度の確立をしていかなければなりません。皆様方の御意見を踏まえて、職員が一丸となって全力で取り組んでいきたいと思っております。

会長さんを初め、委員の皆様方には、お暑い時期から、非常にお忙しい中を、水戸市の将来を見据えた中での人々の命に関わるこの問題について、真摯な御意見と御提言、そして御協議をいただきました。本当に感謝を申し上げますとともに、今後とも、さまざまな面から水戸市の行財政運営に御指導と御鞭撻をいただきたく、お願いを申し上げる次第でございます。

この答申に当たって、皆様にさまざまな御努力をいただきましたことを、重ね重ねでありますけれども、御礼と感謝を申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(市長退室)

会 長 次に、本日は、その他としまして、事務局から申し上げたい件がございます。事務局、お願いします。

執行機関 それでは、その他といたしまして、1点、御報告をさせていただきたいと思っております。

本年7月に開催しました第1回運営協議会におきまして、今後の運営協議会の開催日程の説明をさせていただきましたところでございます。そのときの予定では、本日の第4回の運営協議会におきまして、第2期特定健康診査等実施計画の案についてお示しをして、審議をお願いする予定でございました。しかし、現在、計画書の策定作業に遅れが生じておりまして、本日の会議に計画案をお示しすることができない状況となってしまいました。大変申し訳ありませんが、後日、改めまして御審議をお願いしたいと考えております。

この特定健康診査等の実施につきましては、医療制度改革ということで、平成20年4月から、医療保険者にその実施が義務づけられたところがございます。平成20年度から平成24年度までの5年間の第1期の計画といたしまして進めてきているわけですが、今年度が最終年度に当たるということで、25年度からの5年間の第2期計画を策定するということになっております。

水戸市の特定健診の受診率につきましては、平成 24 年度の目標値であります 65% に対しまして、実績としましては 20% 程度ということで、3 分の 1 程度の実績しか上がっていないという状況です。この受診率の向上も含めまして、第 2 期実施計画を策定中でございますので、計画案ができましたら、皆様に御審議をお願いするということですので、引き続き御指導、御協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。事務局のほうから説明がありましたとおり、当初、この後にいっしょにやるわけでした特定健診の実施計画の素案が遅れているということで、年が明けてからの予定ですかね。

執行機関 国からの指針が昨日付けでやっと来たという状況ですので、年が明けてしまうのかというところで考えております。

会 長 いずれにしても、国の政治に多少変更があるかもしれませんが、4 月からの実施ですから、できるだけ早い機会に皆様方にお集まりをいただいて、御協議いただきたいと思っております。

今日で与えられた答申は終わったわけでございますが、他に何か御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

皆様方には心から御礼を申し上げまして、この新たな特定健診についての案内がございましたら、またお集まりをいただきますようお願い申し上げます。本日の運営協議会を終了いたします。大変御苦労さまでした。ありがとうございました。